

くらし

男女共同参画プラン

市民アンケートにご協力ください

問 市民協働課 ☎(55)71113

▼目的／第4次愛西市男女共同参画プラン策定のため、現状把握、課題分析を行う

▼調査対象者／市内在住、18歳以上の方で無作為に抽出した方

▼調査票の発送／8月中旬以降

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わらず、その意欲と能力を十分に発揮できる社会を目指す計画を作成します。お手元にアンケートが届いた方は、ご協力をお願いします。



水道メーターを取り替えます

問 上水道課 ☎(55)7146

▼取替地区【佐織地区】

下北、中町、上町、横町、河畔、東町、東八幡団地、古瀬、千引、佐折

▼取替期間／8月中(日曜日、祝日を除く)

▼工事業者／市が指定する水道工事業者

▼料金／無料

※止水栓修理やメーター周辺の修理などが必要な場合、修理費は個人負担となります。この場合、取り替えを行う業者から事前に連絡します。

ひとり親世帯を支援するため臨時特別給付金を支給します

問 子育て支援課 ☎(55)7118

【基本給付】

▼対象となる方／次のいずれかに該当する場合

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▼給付額／1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

▼対象となる方／基本給付の①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

▼給付額／1世帯5万円

【支給手続き】

▼基本給付の①に該当される方／申請不要

▼基本給付の②、③、追加給付に該当される方／子育て支援課または各支所へ8月3日(月)以降に申請が必要

▼その他／児童扶養手当現況届対象の方には、7月末に個別に案内を郵送します。

子育て世帯への臨時特別給付金 あいさいっ子応援給付金

問 子育て支援課 ☎(55)7118

【特別児童扶養手当】

▼届出期間／8月12日(水)～9月11日(金)対象の方には8月上旬に必要書類を送付する予定です。

▼その他／

・受付期間内に届け出がされない場合、手当が支給停止となります。

・遺児手当を受給されている方で、令和2年1月2日以降に愛西市へ転入された方は、令和2年度(令和元年分)の課税証明書が必要です。

※届出時に受給者証を回収します。

▼提出場所／子育て支援課または各支所

【特別児童扶養手当】

▼届出期間／8月3日(月)～31日(月)対象の方には、提出書類などを7月末に送付します。

また、支給開始より5年(または支給要件に該当した日から7年)を経過した方には、制度上支給額が半額となることから、一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)を送付しました。この用紙と添付書類を提出していただくと、今までと同様に受給できます。

児童扶養手当・遺児手当
得状況届・特別児童扶養手当所得状況届 お忘れなく
問 子育て支援課 ☎(55)7118

【特別児童扶養手当】

▼届出期間／8月12日(水)～9月11日(金)対象の方には8月上旬に必要書類を送付する予定です。

▼その他／

・受付期間内に届け出がされない場合、手当が支給停止となります。

・遺児手当を受給されている方で、令和2年1月2日以降に愛西市へ転入された方は、令和2年度(令和元年分)の課税証明書が必要です。

※届出時に受給者証を回収します。

▼提出場所／子育て支援課または各支所

【特別児童扶養手当】

▼届出期間／8月3日(月)～31日(月)対象の方には、提出書類などを7月末に送付します。

また、支給開始より5年(または支給要件に該当した日から7年)を経過した方には、制度上支給額が半額となることから、一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)を送付しました。この用紙と添付書類を提出していただくと、今までと同様に受給できます。

はじめ、虐待など、子どもの人権に関わる悩みごと、心配ことなどの相談に応じます。
▼日時／8月28日(金)～9月3日(木)午前8時30分～午後7時
※ただし、8月29日(土)・30日(日)は午前10時から午後5時まで
▼相談先／

・子どもの人権110番(相談専用電話) 0120(00)110(通話料無料)

・LINEで相談

LINE@sjinken相談@名古屋法務局(検索コード:sjinkenoudan)

